

# 入札参加資格審査申請書提出要領

■平成31年度・32年度久米島町一般競争(指名競争)入札参加資格審査申請書について  
(建設工事、測量及びコンサルタント業務、物品等)

久米島町が発注する一定価格以上の建設工事及び業務委託並びに物品等の購入などの請負契約に係る入札に参加を希望する場合は、下記の要領により入札参加資格審査申請書を提出して下さい。

なお、提出された書類について記載内容が事実と相違することが判明した場合は、厳正な措置を取りますのでご留意下さい。

## 1. 受付期間

平成31年2月1日(金)から平成31年2月28日(木) (但し、土・日・祝祭日は除きます。)  
午前9時～11時、午後2時～4時

## 2. 受付場所及び問い合わせ先

〒901-3193  
沖縄県島尻郡久米島町字比嘉2870番地  
久米島町役場 総務課  
TEL 098-985-7121  
FAX 098-985-7080  
※郵送可(平成31年2月28日消印有効)

## 3. 有効期間

平成31年4月1日～平成33年3月31日

## 4. 提出書類

沖縄県に申請してある者は、受付印のある書類の写しを添付して下さい。

### (1)建設工事

建設工事(県様式)

ア 追加書類

沖縄県入札参加適格合格通知書写し(久米島町内業者のみ)

### (2)測量及びコンサルタント

建設コンサルタント(県様式)

ア 追加提出

営業に関し、法律上必要とする登録の証明書

(ア)測量業者登録証明書(測量希望者は必ず添付)

(イ)建築士事務所登録証明書(建築希望者は必ず添付)

(ウ)土地家屋調査士登録証明書(登録希望者のみ添付)

(エ)建設コンサルタント登録証明書(登録希望者のみ添付)

(オ)不動産鑑定士登録証明書(登録希望者のみ添付)

- (カ)計量証明事業登録証明書(登録希望者のみ添付)
- (キ)地質調査業登録証明書(登録希望者のみ添付)
- (ク)補償コンサルタント登録証明書(登録希望者のみ添付)

(3)物品納入等

物品(県様式)

但し添付書類等は直近3カ月以内のもの

5. 追加書類

(1)町内業者

①法人の場合

町税納税証明書(過去2か年分)

②個人の場合

町税納税証明書(国民健康保険税含む:代表者のみ過去2か年分)

(2)町外業者で代表者等(代表取締役または取締役)が町出身である場合

①久米島町出身者名簿を提出すること(※参考様式1)

②久米島町出身が分かる書類を添付(例:戸籍謄本 など)

(3)町内に営業所を有している場合(久米島町税務課に法人設立(設置)申告書を提出していることをいう。)

町税納税証明書(過去2か年分)

6. 提出方法

提出書類は全てA4版とし、提出する。(ファイル綴じ込みは行わないこと)

7. 受付確認

①持参する場合

申請書の写しを提出してください。

②郵送提出の場合

申請書の写し及び切手を貼り付けた返信用封筒(住所記入)を同封すること。

ア 建設工事提出書類一覧表

No.	提出書類等	備考
1	建設工事入札参加資格審査申請書(様式第1号)	申請時現在の状況を記入 ※必ず代表者印を押印すること
2	建設工事入札参加資格審査申請書(2枚目)	県申請の写し
3	技術職員有資格者名簿	県申請の写し ・平成30年12月1日現在で在籍する常勤の技術者。 ※標準報酬月額が12万6千円を下回る者は最低賃金を満たさないため技術者として認められません。 ※県外業者は不要
4	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し	審査基準日が、平成29年7月1日から平成30年6月30日の間のもの
5	建設業許可通知書又は許可証明書	写し
6	建設業許可申請書の別表の写し	建設業法上の営業所の所在地等が記載してあるもの。 ※県外の営業所でも、沖縄を管轄している営業所があり、沖縄管轄営業所を登録する場合は提出する。
7	建設業労働災害防止協会加入証明書	写し
8	県税納税証明書(法人事業税又は個人事業税) ※直前2期分	未納税額がないことの証明書(写し可)
9	国税納税証明書(法人税又は申告所得税)及び(消費税及び地方消費税)	未納税額がないことの証明書(写し可)
10	雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(事業主通知用)	※「事業者番号」を確認できる書類の写し(提出は1枚でよい) ※県外業者は不要
11	No.3「技術職員有資格者名簿」に記載のある技術職員の保有資格の合格証明書の写し、免状の写し又は登録証の写し	※技術士は合格証の写しでは不可 ※県外業者は不要
12	健康保険及び厚生年金保険に係る標準報酬決定通知書等の写し又は監理技術者資格者証の写し等	・報酬月額が12万6千円未満の場合は、常勤の技術者として認められません。 ・個人事業者で従業員が4人以下のため適用が除外されている場合は雇用保険被保険者証の写しを提出 ※県外業者は不要
13	社会保険料納入確認書(写し可)	No.4「総合評定値通知書」において健康保険・厚生年金保険・雇用保険及び建設業退職者共済制度の加入が「無」になっている場合に提出 ※社会保険料については平成30年9月分まで未納がないこと
14	労働保険証明書(労災のみは不可)(写し可)	
15	建設業退職金共済事業加入・履行証明書(写し可)	

※提出書類はNo.順に並べ、ファイル綴りはせずに提出して下さい。

イ 測量及びコンサルタント提出書類一覧表

No.	提出書類等	備考
1	様式1:一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(測量・建設コンサルタント等)	※必ず代表者印を押印すること
2	業者カード	県申請の写し可
3	技術職員有資格者名簿(No.14で添付する「健康保険、厚生年金にかかる標準報酬決定通知書等写し」の名前順に入力すること)	県申請の写し可 ・平成30年12月1日現在で在籍する常勤の技術者が対象 ・標準月額報酬が12万6千円を下回る者は、最低賃金を満たさないため認められません。なお、12万6千円以上でも短時間労働者は常勤とは認められません。(複数企業での社会保険加入は不可) ※県外業者は不要
4	様式2:経営規模等総括表	
5	様式3:測量等実績調書	入札参加を希望する業種毎に作成すること
6	様式4:営業経歴書	創業年月及び創業後の沿革を記入すること
7	商業登記簿謄本の写し	法人の場合のみ
8	業者(事務所)の登録通知書(又は証明書)の写し	測量業務(測量一般、地図の調整、航空測量)を希望する者、建築関係建設コンサルタント業務中、建築一般を希望する者及び補償関係コンサルタント業務中、不動産鑑定を希望する者は、それぞれ登録を受けていること。それ以外は業者(事務所)登録を行っている場合に提出すること。(登録有効期限に注意)
9	税務申告の決算書の写し又は財務諸表(様式任意)	直前2年の確定した年間平均実績高があることを確認できるもの
10	法人(個人)事業税の県税納税証明書 ※直前2期分	・未納税額がないことの証明書(写し可) ・県外業者は、沖縄県内に営業所がある場合のみ提出すること
11	国税納税証明書(法人税又は申告所得税)及び(消費税及び地方消費税)	未納税額がないことの証明書(写し可)
12	「技術職員有資格者名簿」に記載のある技術職員の保有資格の確認書類	技術職員有資格者名簿に記載した資格についてのみ添付することとし、それ以外は添付しない。 ※県外業者は提出なし
13	「技術職員有資格者名簿」に記載のある技術職員及び「業者カード」で常勤の職員とした職員の健康保険・厚生年金保険に係る標準報酬決定通知書等の写し(船員保険も含む)	・個人事業者(従業員が4人以下)で適用除外の場合は、「雇用保険被保険者証の写し」及び「賃金台帳の写し」を添付すること。(事業主のみ、又は家族従業員のみで雇用保険に加入していない場合は「賃金台帳の写し」又は「確定申告書の写し(専従者・給与賃金の氏名欄で確認)」を添付すること。 ・後期高齢者を雇用している場合は、「後期高齢者医療被保険者証の写し」+「賃金台帳(又は源泉徴収票)の写し」か「確定申告書の専従者・給与賃金の氏名欄の写し」 ・給与額の改定などにより標準報酬決定通知書に記載がない者については、「月額変更届の写し」を添付すること。(ただし、証明書類の確認上、改定年月11月以前のものに限る) ※県外業者は提出なし

14	社会保険料納入確認書又は健康保険・厚生年金保険加入・納入証明書の写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成30年9月分(10月末支払分)まで、未納がないことの証明書(写し可)</li> <li>・適用除外業者は提出する必要はありません。</li> <li>・県外業者に限り、管轄の年金事務所又は労働基準監督署で証明書を取り扱っていない等の理由により証明書を取得できない場合には、直近の領収書(平成30年9月分)の写しでも可とする。</li> </ul>
15	労働保険証明書(労災のみは不可) (写し可)	

※提出書類はNo.順に並べ、ファイル綴りはせずに提出して下さい。

ウ 物品提出書類一覧表

No.	提出書類等	備考
1	競争入札参加資格登録申請書 (第1号様式)	
2	登記事項証明書(登記簿謄本)	法人事業所のみ ・法務局が発行する全部事項証明書(謄本)で、証明年月日が申請書提出日の前3か月以内のものを添付してください。(写し可)
3	身分証明書	個人事業所のみ ・本籍所在地の市町村が発行するもので、証明年月日が申請書提出日の前3か月以内のものを添付してください。(写し可)
4	直前3年分の事業税納税証明書又は県税(全税目)について滞納がないことを証する証明書	・本社及び登録する支店・営業所等の事業税又は県税について、各都道府県税事務所が発行するもので、証明年月日が申請書提出日の前3か月以内のものを添付してください。(写し可)
5	消費税について未納がないことを証する証明書	・税務申告した税務官署が発行するもので、証明年月日が申請書提出日の前3か月以内のものを添付してください。(写し可)
6	貸借対照表及び損益計算書	・法人は、申請書を提出する直近の決算期の決算書の貸借対照表及び損益計算書を添付してください。
7	取扱品目表	・申請者が取り扱うことのできる品目を記入してください。 ・製造業者は製造できる品目を記入してください。
8	代理(特約)店届書	・代理(特約)店の契約を結んでいるメーカー等の名称を記入してください。 ・代理店及び特約店契約を行っている申請者は、その証明書又は契約書の写しを添付してください。
9	主な設備機械器具届書	・具体的な機械器具名を記入してください。 ・製造業者のみ記載してください(印刷類を選択した場合は「印刷業者調査表」を提出してください)。
10	印刷業者調査表	・営業種目において印刷類を選択した申請者のみ添付してください。
11	許可証・認可証等の写し	・営業に関して許可、認可等を必要とする業種については、許可証、認可証等の書類の写しを添付してください。
12	委任状	・申請者が代理人を選任し、その代理人を登録する場合、例えば支店・営業所等を登録する場合には、委任状を添付する必要があります。 ・委任状を提出する場合は、印鑑証明書の添付も必要となります。 ・委任期間の終期は平成33年3月31日です。
13	印鑑証明書	・委任状により支店・営業所等を登録する場合に、委任者(本社代表者)の印をつけて提出。 ・法人は法務局発行の登記印鑑の印鑑証明書。 ・受任者(支店長等)の印については提出不要です。

※提出書類はNo.順に並べ、ファイル綴じはせずに提出して下さい。